

# 事務局通信

(加古郡第18号) 令和8年1月発行

(公社) 加古郡広域シルバー人材センター 播磨町支部 079-437-7386 稲美町支部 079-492-6483

2026



一年いふせ  
ようにす  
あります



ホームページ →



→



謹賀新年



新年明けましておめでとうございます。会員の皆さま方におかれましては、健やかな新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。平素はシルバー人材センターの事業運営につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。昨年は、参議院選挙が行われ、与党が過半数割れとなり最後には自民党、日本維新の会両党の連立政権が発足し、その後我が国で初めての女性総理大臣が誕生しました。大きな変革の年になったのではないでしょうか。これから的人口減少と超高齢化の進展が予想される中、シルバー人材センターの存在意義はますます重要になっていくと思います。

当センターは、会員の皆さまの持つ経験や技術を社会に活かすとともに、就業を通じて社会と繋がることにより、生活の充実や健康維持を図るなど、シルバー人材センターの目的達成のため、役員・職員一丸となって、その役割を果たせるよう取り組んでまいります。今後女性の活躍の場の提供を含めた新たな独自事業を検討していきます。本年も当センターの事業運営に対して更なるご理解とご協力をお願いいたします。また安全就業に徹して頂き、「安全が全てに優先する」を胸に刻み「事故ゼロ運動」を推進しましょう。最後に会員の皆さまにとって実り多い年でありますよう祈念いたします。

## 就業情報

【令和8年1月6日現在の情報】募集期間については、決定次第締め切りとなります

この就業情報は、就業期間が1週間以上の期間がある仕事を掲載しています

就業希望の方を募集します。希望者は各支部事務局まで連絡ください

### 播磨町支部

紹介番号	就業場所	就業期間	就業時間	仕事の内容	配分金	募集人員	備考
①	町内都市公園 (あい公園)	1年(継続更新あり) 3~4日/週	8:30~13:00 OR 13:00~17:00	清掃管理	1,070円/h	1名	
	町内都市公園 (望海公園)	1年(継続更新あり) 3~4日/週	8:30~13:00 OR 13:00~17:00				
②	町内都市公園 (望海公園)	1年(継続更新あり) 3~4日/週	8:30~13:00 OR 13:00~17:00	清掃管理	1,070円/h	1名	

### 稻美町支部

紹介番号	就業場所	就業期間	就業時間	仕事の内容	配分金	募集人員	備考
①	稻美町内		通常 9:00~12:00 夏季 8:00~12:00 ◎繁忙期:3日~/週 ◎3月~4月頃:4日程度/週	草刈作業	1,182円/h~ (草刈機貸出) 1,332円/h~ (機械持込・使用時)	2名 程度	
②	稻美町内		通常 9:00~15:00 夏季 8:00~12:00 ◎繁忙期:3日~/週 ◎3月~4月頃:4日程度/週	植木剪定作業	1,400円/h~	3名 程度	植木剪定初心者可

※会社・事務所のお掃除や公園の屋外トイレ清掃等していただける方積極募集中です！

## 配分金等の確定申告について

会員の皆さんに支払われるシルバー人材センターの報酬（配分金等）は、所得税法では雑所得として扱われます。明細書に令和7年分の「配分金支払証明書」を同封していますのでご確認ください。

一方、派遣就業で支払われた賃金については給与所得となります。派遣元の兵庫県シルバー人材センター協会より「源泉徴収票」をお送りします。



### 【所得税額計算方法】

$\{(配分金 - 必要経費控除) + (給与所得 - 給与所得控除) + (公的年金 - 公的年金控除)\}$

-(基礎控除+その他の所得控除)] \times 所得税率 = 所得税額

- ① 配分金は「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」に該当し、原則として65万円を上限に配分金収入から控除できます。
- ② 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金控除があります。
- ③ 給与収入がある会員は、最低65万円（収入金額を限度とする）の給与所得控除が受けられますが、その場合配分金収入にかかる控除額は、65万円から給与所得を控除した残高が限度です。

※ 配分金の控除額は、原則65万円が上限額となっております。ご注意ください。

※ 詳細については税務署にご相談ください

## 年末のクリーンキャンぺーン活動を実施！！（播磨町支部）

12月26日（金）師走が押し迫った年末恒例の清掃作業を実施しました。場所は、町道土山・新島線及び県道本荘・平岡線（JR土山駅南口～旧国道250号線の間）です。シルバー人材センターの啓発をモットーに、会員参加の行事であり、26名が、参加をしてくれました。またセンター事務所敷地内も同時に年末清掃を行いました。今回は無理であった会員も、次回から積極的な参加をお願いします。多くの会員が誇れる事業になればと願っています。



## 道路交通法改正

### 令和8年4月1日から、自転車の交通違反に反則通告制度（青切符制度）が導入されます！

- 16歳以上が対象です！

- 検挙されれば反則金が課されます！

[詳しくはこち](#)

違反例



### [高齢者の自転車利用に関する特例について]

道路交通法では、運転者が70歳以上の場合は安全確保のためにやむを得ない場合は歩道を通行できるとされています。ただし、高齢者が自転車に乗る際には、以下の点に注意が必要です。

**安全確認の徹底**：道路を横断する際は自転車を降りて安全確認を行い、自転車を押して横断することが推奨されています。

**安全教育**：青切符導入に伴い、警察では高齢者を含む各ライフステージに応じた交通安全教育の充実を図っています。

## アンケート調査 ご協力のお願い

令和8年度から新規独自事業の実施を検討しています。会員の皆さんのご意見をお聞きしたくアンケート調査を実施します。ご協力いただきますよう、よろしくお願ひします。2月末日までに提出をお願いします。

※アンケート用紙は別紙

## シニアスマホ同好会のお知らせ

第17回 2月20日（金）13時30分

（播磨町中央公民館2階 第4研修室）

※詳細は別紙

